

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	フリー株式会社		コード	4478
提出日	2022/8/26	異動(予定)日	2022/9/29	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ・取引関係等の記載内容に変更があるため ・選任理由の記載内容に変更があるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	川合純一	社外取締役	○												○		訂正・変更	有
2	浅田慎二	社外取締役	○												△		訂正・変更	有
3	内藤陽子	社外取締役	○												○		訂正・変更	有
4	ホサカ ユミクラーク	社外取締役	○												○		訂正・変更	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	川合純一氏については、グーグル合同会社のマネジングディレクターを兼任しており、当社とグーグル合同会社との取引額は当社の連結売上高の1%未満(同社から見た当社との取引額も売上高の1%未満)であり、[Google]がインターネット業界のインフラであることを踏まえると、当該取引は僅少であることから、同氏は一般株主と利益相反の生ずるおそれのない独立性を有するものと判断しております。	川合純一氏は、長年にわたるインターネット業界における深い知見を有しております。また、同氏は、当社の監査等委員として、経営戦略や投資、ガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っております。同氏は、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 同氏は、当社取引先の業務執行者でありましたが、左記のとおり、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないものと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
2	浅田慎二氏は、2018年2月から2020年3月まで株式会社セールスフォース・ジャパンの業務執行者でした。当社と同社との取引額は当社の連結売上高の約25%であり、当該取引は通常取引であるため、同氏と同社との間には特別な取引関係はございません。取引内容の性質に照らして、一般株主と利益相反の生ずるおそれのない独立性を有するものと判断しております。	浅田慎二氏は、長年にわたるSaaS業界における豊富な知見を有しております。また、同氏は、当社の監査等委員として、経営戦略や投資、ガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っております。同氏は、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 同氏は、当社取引先の業務執行者でありましたが、左記のとおり、既に同社を退職しており、かつ、当社との取引の規模に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
3	該当事項はございません。	内藤陽子氏は、公認会計士として監査法人にて様々な企業に対する監査業務の経験を有しており、財務及び会計に深い知見を有しております。また、当社の常勤監査等委員として、内部監査部門から定期的な報告を受けるとともに、リスク管理委員会などの重要会議に出席するなど、積極的な活動を行っております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 同氏は、左記のとおり、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
4	該当事項はございません。	ホサカ ユミクラーク氏は、海外フィンテック企業の大要職を歴任しており、伝統的な金融ネットワークと最新のアプリをつなぐ開発や開発後のスケールアップについて、豊富な経験を有しております。また、スモールビジネスセグメントに対するビジネス経験や、投資・企業買収に関する経験も豊富であることから、客観的かつグローバルな視点で、当社の経営に客観的な立場から適切な発言を行っていただけることが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。 同氏は、左記のとおり、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。